

## 業務一部委託契約書（案）

B 整形外科クリニック(以下、甲という)とA 内科クリニック(以下、乙という)は下記の事項に関して、業務提携を結び、乙の委託する事項について次のとおり契約いたします。

第1条 乙は、患者の状態等必要に応じ下記に定める検査等(第7条に定める、以下同様)について甲に対し委託する。

第2条 甲は、乙から依頼のあった検査等に対し、甲の診療に影響のない範囲で出来るだけ速やかに検査等の実施に心がける。

第3条 校は、検査等に要した費用は診療報酬として算定し、甲に対して相当の費用(診療報酬の10割文相当)を翌月中に支払う。

第4条 甲は、乙から依頼を受けて実施した検査等については診療報酬としての請求はせず、乙に対して実費相当分(診療報酬の10割相当分)を請求するものとする。

第5条 検査等の依頼箋については、それぞれの別の書式(診療情報提供書)にて則ったものとし、双方でいずれかの指示であるかを明確にする。

第6条 委託を受けたレントゲンフィルム等については、双方の指示に沿ったものの保管とし、その保存方法については、健康保険法及びに療養担当規則に遵守した形で保管するものとする。

第7条 上記の検査等とは、以下の項目をあらわすものとする。また、下記以外に追記する場合は、別途双方協議のうえ、決定するものとする。

- ① 単純・造形CTスキャン(コンピュータ断層撮影)
- ② 単純・造形・特殊画像診断及び撮影

第8条 本契約は、双方から文書により契約終了の申し入れがない限り、本契約は自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第9条 本契約に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議の上定める。

第10条 本契約は平成 年 月 日以後について契約するものとする。

平成 年 月 日

甲

院長

住所：

乙

院長

住所：